

姫路市立谷外小学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、城山中学校との小中一貫教育による共通の教育目標（めざす子ども像）「あいさつ・掃除のできる子、自ら学習する子、仲良くできる子、伝え合う力のある子」さわやか城山っ子、を掲げ「確かな学力」「こころ豊かな人間性」「健やかな体」の育成を目指して、地域や家庭の協力体制のもと、保幼小中が協力・連携しながら特色ある教育活動を進めている。

本校のめざす教育活動を達成するためには、基礎基本をしっかりと身に付けることはもとより、感じたことを言葉に表現するコミュニケーション能力の育成に取り組むとともに、いじめをしない、いじめを許さない人間関係づくりを進め、児童が安全・安心に活動することができる学校づくりを推進することが大切である。

そのためには、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめが起こらない穏やかで落ち着いた学校風土を醸成するとともに、いじめの早期発見に努め、早期対応を図るため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の側に立って行うものとする。

(2) いじめの基本認識

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であると同時にその行為の態様により、傷害、暴行、強要、名誉毀損等の刑法に触れ、人として決して許されないものである。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ・いじめは、大人には、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、暴力を伴わなくても生命・身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・いじめは、加害・被害の二者であるが、それを傍観する者も加害的な立場が多い。

(3) 学校としての構え

- ① 児童の心身の安全・安心を最優先に未然防止・早期発見・早期対応で児童を見守る。
- ② 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③ 未然防止のために学級経営または、異年齢集団における諸活動において自己有用感を味わえる人間関係作りに取り組む。
- ④ いじめ防止・発見・解消に向けて保護者・地域との連携を図る。

3 いじめ防止、早期発見・早期対応のための組織づくり

- ・対策委員会の設置 いじめ防止法対策推進法 22条に基づき、以下の委員で構成される。

「いじめ防止対策委員会」

【常設】校長、教頭、教務、生徒指導、教育相談担当、養護教諭、各学年担任

【いじめ発生時】PTA、SC、SSW、学校評議員、市教育委員会、民生委員・児童委員

(1) アンケート調査等を含めた情報収集、校内連携体制

- ・年3回のいじめ実態調査アンケートの実施による現状把握
- ・生徒指導委員会等での情報交換
- ・学校評価の実施による現状把握・情報共有・改善に向けた組織的な対応

(2) 教育相談の充実

- ・組織的な対応のため、校長・教頭・教務・生徒指導が中心となり、役割を明確にし、該当する児童・保護者の対応として、スクールカウンセラーや各関係機関との連携を図る。

(3) 教職員の研修

- ・指導体制と対応の見直し、現職研修

(4) 保護者、地域との連携

- ①「PTA活動」「スクールヘルパー」「愛護育成会」等のいじめ標語づくり。
- ②いじめが発覚した場合、校長のリーダーシップのもと、組織的な初期対応
 - ・被害児童・加害児童の聞き取りと相互の言い分の一致不一致の明確化を行う。
 - ・確定事実や相互の言い分を保護者に正確に伝え、学校の指導方針の共通理解を図る。
 - ・家庭でできることを明確に伝え、協力を得る。
 - ・学校における継続的な観察と、保護者との情報交換を適時行う。

(5) 関係機関との連携

兵庫県教育委員会、市教育委員会、姫路警察、子ども相談室、民生委員・児童委員、学校評議員 等

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ① 分かる授業の充実
- ② かがやきを位置づけた学級経営と児童会活動
- ③ 体験活動、芸術文化活動

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ① 道徳・人権教育の充実
- ② 地域社会と連携した体験活動の推進
- ③ 自尊感情・自己有用感を高めるためのライフスキル教育の推進

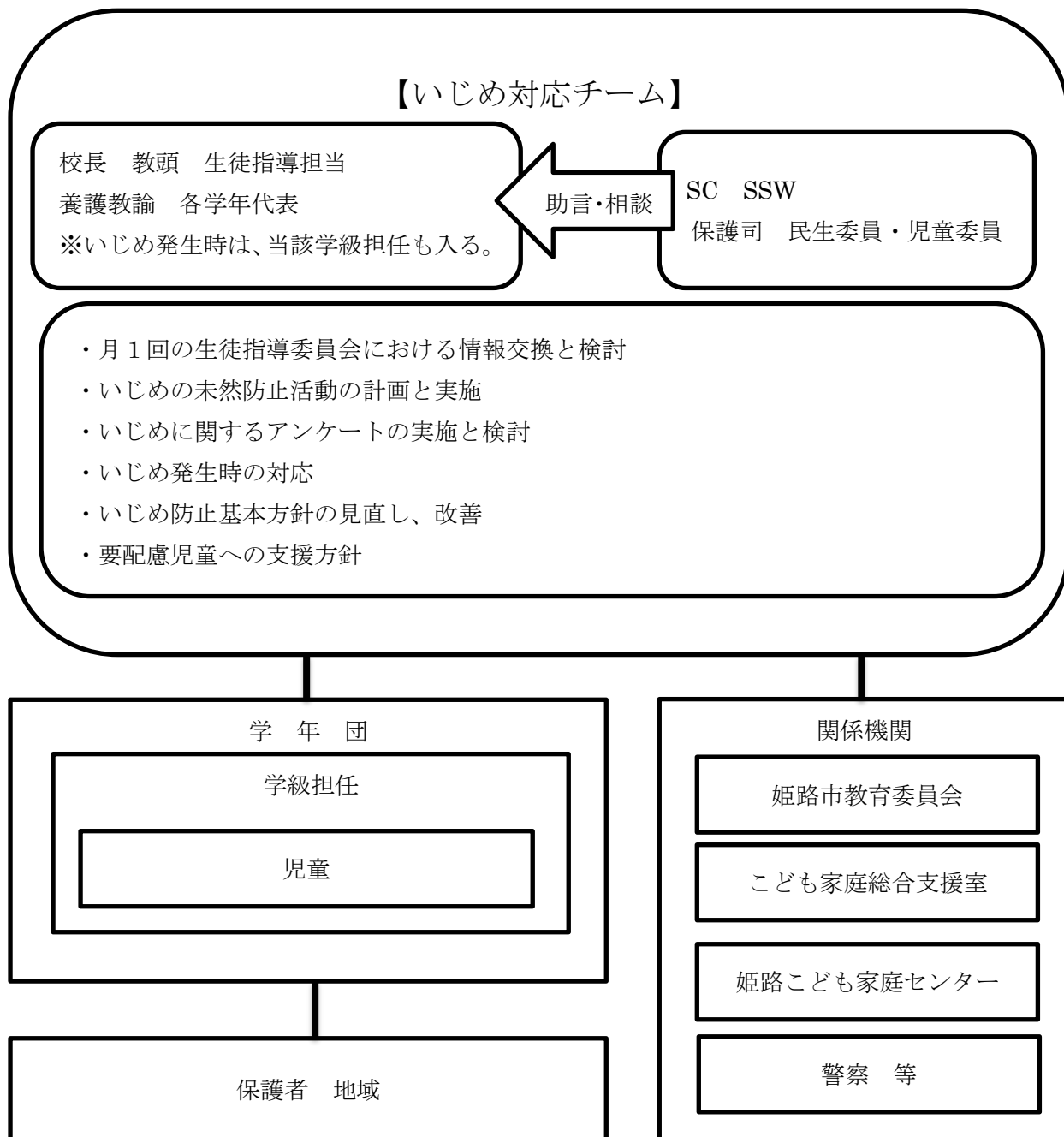
- ④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- (3) 全ての教育活動を通じた「自己指導能力」の育成
 - ① ルール・規律が大切にされる日常生活の確立
 - ② 自己有用感を味わえる共感的な人間関係の育成
お互いの良さで深まる話し合い活動の充実 【言語活動】
役割責任をもって果たす学校レベルの児童集会や学校行事の推進
 - ③ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
保護者を交えた情報モラル教育の推進：P T Aとの推進・啓発活動

5 いじめの早期発見

- (1) 教職員のいじめに気づく力を高める
 - ① 子どもたちの立場に立って、人権を守り尊重した教育活動の実践と姿勢
 - ② 子どもたちを共感的に理解するため、カウンセリングマインド研修の充実
- (2) 早期発見のための手だて
 - ① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教師がいる～
 - ② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～
 - ③ 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
 - ④ 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
 - ⑤ いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要～
アンケート類は5年保存

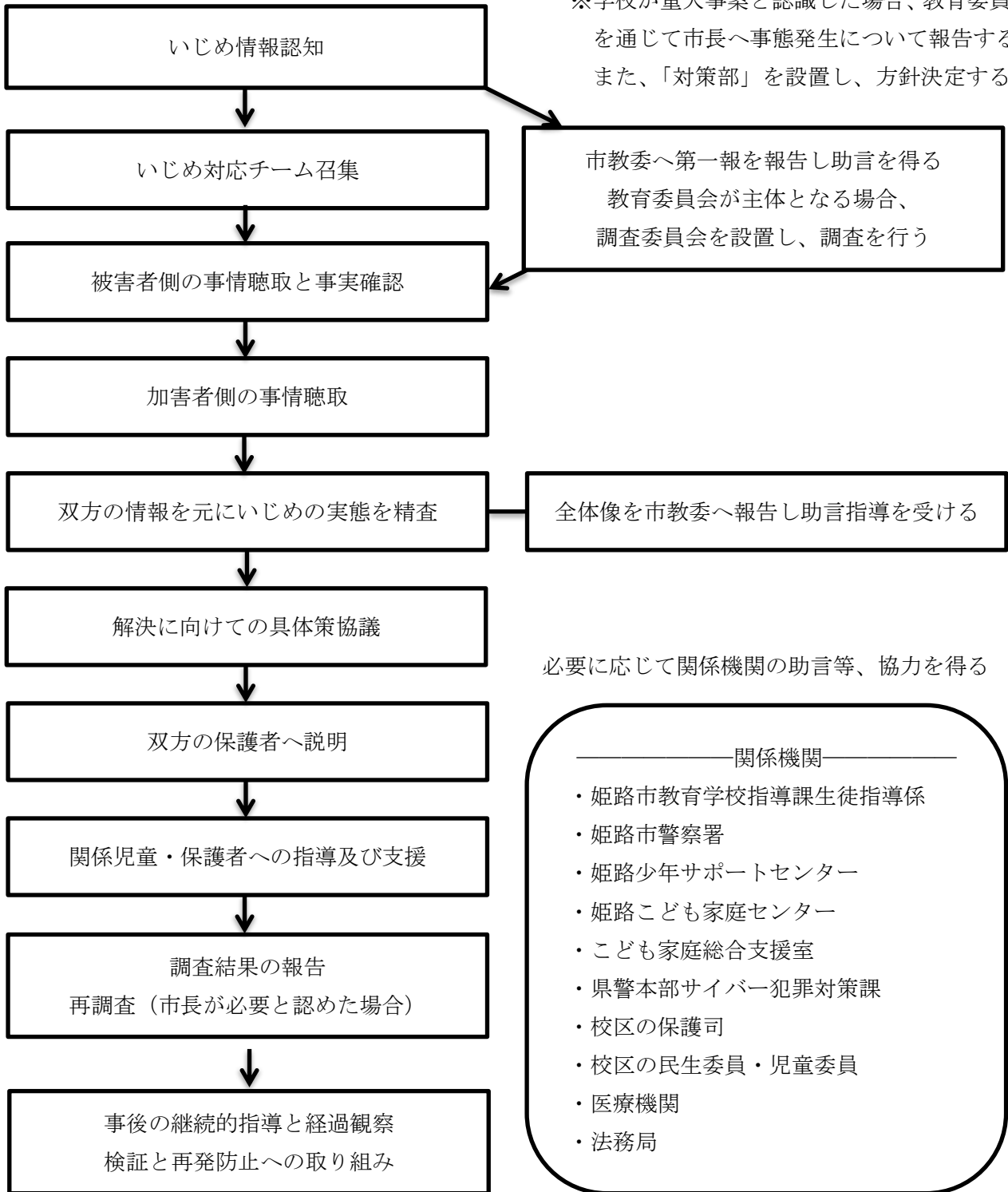
＜校内指導体制及び関係機関＞

- ① いじめの兆候を発見したときは、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をする。
- ② いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。
- ③ 「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止という観点から日常的な取組を組織的計画的に進める。また、いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。
- ④ いじめの解消については、以下の2つの要件を満たしていることとする。
 - ・心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態がすくなくとも3か月は継続していること。
 - ・いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人およびその保護者への面談等により確認されていること。



いじめ問題発生時の対応 【構造図】

※学校が重大事案と認識した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。また、「対策部」を設置し、方針決定する。



〈留意点〉

- いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に加害・被害を決めることができない場合が多い。事情聴取にあたっては、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかけるなど、慎重に行うことが重要である。
- 加害・被害にかかわらず、児童一人ひとりの人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することは勿論のこと、情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。

7 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	<p>いじめ対応チーム会議①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画立案 ・職員研修会 ・生活指導委員会全体会 	<p>いじめ対応チーム会議②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>第1回学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状説明と評議員の助言 <p>いじめ対応チーム会議③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の確認と対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の総括と夏季休業中の取組 ・特別支援教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同カウンセリングマイナード研修 ・スクールカウンセラーによる研修 	<p>いじめ対応チーム会議⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による集会 ・SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による集会 ・歓迎遠足 ・SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による集会 ・SC・SSWによる教育相談日設定 ・ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による集会 ・SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文等の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による集会 ・SC・SSWによる教育相談日設定
早期発見に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC・SSWによる教育相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<p>いじめ対応チーム会議⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>第2回学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の現状説明と評議員の助言 <p>いじめ対応チーム会議⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>第3回学校評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価をもとに協議 <p>いじめ対応チーム会議⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<p>いじめ対応チーム会議⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの有無の確認と対応協議 本年度の総括と来年度に向けての課題を協議
組 未然防止に向けた取	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定 ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定 ライフスキル教育 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会による集会 SC・SSWによる教育相談日設定
組 早期発見に向けた取	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談 いじめに関するアンケート調査 アンケートに基づく個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談 いじめに関するアンケート調査 アンケートに基づく個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSWによる教育相談